



平成 24 年 2 月 14 日

各位

会社名 住友大阪セメント株式会社  
代表者 取締役社長 関根 福一  
(コード番号 5232 東証・大証第 1 部)  
問合せ先 執行役員総務部長 齋藤 昭  
(03-5211-4505)

## 不適切な会計処理に関する再発防止策および社内処分について

当社の新材料事業部高機能フィルム事業グループにおける不適切な会計処理に関しまして、平成 24 年 2 月 10 日付「不適切な会計処理に関する社内調査結果について」にて公表いたしましたが、本日開催の取締役会におきまして、社内調査委員会からの提案を踏まえた、不適切な会計処理に関する再発防止策および社内処分について決議いたしましたので、下記のとおりご報告いたします。

株主の皆様をはじめ、関係者各位には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを、あらためて深くお詫び申し上げますとともに、再発防止策の着実な実施により、信頼の回復に努めてまいります。

### 記

## I. 再発防止策

### 1. 問題点に対する是正措置

#### (1) 新材料事業部（高機能フィルム事業グループ）におけるプロセスレベル統制の問題点に対する是正措置

##### ① 高機能フィルム事業グループの原価計算プロセスの抜本的見直し

新材料事業部高機能フィルム事業グループ（以下「高機能フィルム事業G」といいます）の原価計算において、高機能フィルム事業G内および業務グループ（以下「業務G」といいます）による牽制が、その運用面あるいは人員配置面の理由から、十分に機能していなかったことを踏まえ、その原価計算プロセスをわかりやすく、また牽制機能が働きやすいよう、抜本的に見直すこととし、そのための専任者を配置します。

また、管理部に高機能フィルム事業Gにおける原価計算プロセスの見直しをサポートする体制を整え、問題点の洗い直し、見直し案のチェックおよびシステム化をサポートします。

##### ② 高機能フィルム事業Gの現地棚卸の牽制機能の強化

新材料事業部においては、棚卸実施要領が整備されていたにもかかわらず、業務G

にその運用ルールが根付いていなかったことを踏まえ、実地棚卸について、立会およびチェック方法を見直し、見直し内容を盛り込んだ、実地棚卸要領に改正します。

③ 高機能フィルム事業Gの売上計上の牽制機能の強化

高機能フィルム事業Gの売上計上において、基礎資料が提出、回覧されなかったことにより牽制機能が十分に働かなかったことを踏まえ、高機能フィルム事業Gにおける売上計上の承認手続き時に基礎資料の提出を徹底することに加え、業務Gにおけるチェックをより厳格に行います。

④ 新材料事業部の業績管理方法の改善

新材料事業部として業績管理の中で、売上高、製造原価、在庫高等に関する異常値の検出ができるように、異常値の検出ポイントを検討するとともに、それを反映した業績管理資料に見直します。

⑤ 黒字化検討会議の運営改善

黒字化検討会議の趣旨を「赤字継続が直接的に事業廃止につながる」と思いこんだことが、担当者へのプレッシャーになったことをふまえ、本来の趣旨は「事業を黒字化するための前向きな対策を検討する会議」であることを会議要領として明文化し、また役員および出席者にも周知徹底します。

⑥ ジョブローテーションの見直し

当社では、全社的には3～5年を目途とした人事異動がなされていますが、高機能フィルム事業Gのように、業務の特殊性や技術専門性が必要なことから頻繁な人事異動が困難な場合もあったことを踏まえ、新材料事業部内でのジョブローテーションの検討を行います。

⑦ メンタルケアに関するマネジメント研修の実施等

平成24年度中に管理職全員に対し、メンタルケアに関するマネジメント研修を実施します。

また、メンタルケアを充実させるために、産業医や外部カウンセラーとの連携も強化します。

(2) 全社的な内部統制の問題点に対する是正措置

① コンプライアンス教育の充実

現在、全従業員を対象としたコンプライアンス教育は、入社時、新任主任研修時および新任管理職研修時の3回のみであることから、これをすべての階層別研修実施時に拡大するとともに、各部署での講習あるいはeラーニングの活用などにより、コンプライアンス意識の浸透を図っていきます。

## ② 内部通報制度（ホットライン制度）の周知徹底および強化

当社の内部通報制度は、専用窓口（社内および社外）や通報者保護規定の整備等を実施していますが、周知徹底が不十分であったことを踏まえ、社内のイントラネットを活用した周知を強化するとともに、使い易い内部通報制度とするために、運用の改善を行います。

## 2. 再発防止のためのさらなる強化策

### ① 内部監査室における新材料事業部の重点監査

従来、当社では、3～5年でのローテーションを基礎に内部監査を行っていますが、今回の不適切な会計処理が行われたことを踏まえ、新材料事業部に対しては重点監査対象拠点として、平成24年度、内部監査室により、業務監査を行うとともに、今回策定した新材料事業部における再発防止策に対する実施状況を監査していきます。

### ② 内部統制報告における新材料事業部の評価範囲への追加

適切な財務報告に係る内部統制の評価の基準については、質的重要性の判断基準として「過去の監査指摘や不適切な会計処理の有無」が設けられていることから、新材料事業部を重要な事業拠点として評価範囲に追加し、財務報告に係る内部統制の評価を行います。

### ③ 財務報告に関する教育の充実

財務報告の重要性の認識を社内に拡大させるために、現在実施している会計担当者への研修の中でその内容を充実させるとともに、あらたに生産・販売部門に対しても、財務報告に関する研修を実施します。

## 3. 再発防止策の実施管理

当社としましては、再発防止策における上記各項目をすみやかにかつ着実に実施するために「再発防止委員会」を設置し、その進捗状況を管理していきます。

## II. 社内処分

### (1) 関与者

指示者および実行者3名の4名につきましては、社内調査委員会の提案を踏まえ、いずれも個人的な利得を目的としないものの、就業規則および労働協約に則り、厳正に処分しました。

### (2) 新材料事業部担当役員

新材料事業部担当役員については、不適切な会計処理に関与していないものの、新材料事業部の管理監督責任を負う者である上、その言動が指示者をして不適切な会計処理を行わせるに至った要因の一つである強いプレッシャーを与える結果となったとの社内調査委員会の調査結果を踏まえ、次のとおり処分しました。

塚本 員久 <降格>  
取締役常務執行役員 ⇒ 取締役執行役員 (平成24年2月14日付)  
※ なお、同日付をもって執行役員の担当を次のとおり変更します。

地位	氏名	担当
取締役執行役員	塚本 員久	二次電池材料事業推進室 担当
常務執行役員	向井 克治	光電子事業部、新材料事業部、 新規技術研究所 各担当

### (3) その他関与者の上位者

その他、関与者を管理・監督をする立場の者につきましては、社内調査委員会の提案を踏まえ、就業規則に基づき、相応の処分をしました。

### (4) その他

不適切な会計処理が行われたことにより、当社の信用を毀損する等の結果を招いた事実を重く受け止め、代表取締役および前代表取締役より、次のとおり、報酬月額を自主返上する旨の申し出がありました。

取締役社長	関根 福一	報酬月額30%	3ヶ月
執行役員副社長	桂 知行	報酬月額20%	2ヶ月
相談役	渡邊 穰	報酬月額30%	3ヶ月

以上